

平成 3 1 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(4 月 定 例 会 議 事 録)

平成 3 1 年 4 月 1 1 日 (木) 1 4 時 0 0 分 ~
津山市役所 2 F 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数 1 9 名

出 席 委 員 (1 9 名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎 | 2. 太田 裕 恭 | 3. 池田 幸正 | 4. 井家上 淑子 |
| 5. 小串 典介 | 6. 竹内 隆一 | 7. 尾島 宏明 | 8. 小島 仁太郎 |
| 9. 岡田 成子 | 10. 松尾 治 | 11. 山下 英男 | 12. 三谷 智子 |
| 13. 仁木 紹祐 | 14. 長森 健樹 | 15. 高山 一英 | 16. 植本 幸男 |
| 17. 筒塩 清美 | 18. 大山 正志 | 19. 大塚 毅 | |

欠 席 委 員 (0 名)

事 務 局 (9 名)

吉田 局長	藤原 次長	高橋 主査	杉井 主事
都井 主事	三宅 主査	小椋 主任	大澤 主査
阿部 主査			

議 事

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
 - 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
 - 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
 - 議案第 4号 農地転用事業計画変更承認について（市長処分）
 - 議案第 5号 非農地証明願承認について
 - 議案第 6号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
 - 議案第 7号 農用地利用集積計画の承認について
 - 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
 - 報告第 2号 農地転用届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

事務局 長

失礼します。只今から、平成31年4月の津山市農業委員会定例会を開会いたします。本日は、委員19名全員のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立いたします。それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長をお願いいたします。

日笠 会長

はい。皆さんご苦勞様でございます。総会に引き続きですが、よろしくお願ひします。人事異動がありました。前局長と次長から、よろしくお伝えくださいとのことです。

山下 委員長

それでは、まず運営委員会の報告をお願いします。

はい、先ほど開催されました第1回運営委員会について、私から報告させていただきます。今回の運営委員会では、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしくお願ひします。

日笠 会長

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

はい、ありがとうございました。議事に入る前に、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。16番植本委員さんと、17番筒塩委員さん、よろしくお願ひします。それでは議事に入ります。

事務局 (津山)

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願ひします。

失礼します。

議案の説明の前に、今回の議案について、誤植がありましたので、訂正させていただきます。また、今回からお手元に正誤表を配布しておりますので、ご覧ください。17ページ、議案第5号、非農地証明願ひについて、1-6が重複しておりますが、後ろを1-7に訂正をお願いします。

それでは議案第1号の説明に移ります。まず申請の取り下げがありましたので、こちらに関しては口頭で説明させていただきます。7ページ4-4が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いいたします。繰り返します。7ページ4-4が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いいたします。

改めまして、議案第1号の説明をいたします。今回、津山地区から14件、加茂地区から1件、勝北地区から5件、久米地区から1件、合計21件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、志戸部の58歳の男性から、志戸部の68歳農業を営む男性への、交換による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-2についてですが、志戸部の68歳の男性から、志戸部の58歳農業を営む男性への、交換による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-3についてですが、林田の67歳の男性から、同じく林田の64歳農業を営む男性への、交換による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-4についてですが、林田の64歳の男性から、同じく林田の67歳農業を営む男性への、交換による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-5についてですが、譲受人が同一のため、5ページ1-14と合わせて説明

いたします。1-5は昭和町の47歳の女性から、1-14は二宮の49歳会社員の男性から、岡山市南区飽浦に本店を置く、有限会社への増反による所有権移転です。この法人は久米南町に平成29年12月農地法3条許可により、農地を所有していますが、一部に不耕作地が存在し、未だ耕作を行っていない農地があります。また、久米南町農業委員会に提出した農地所有適格法人報告書の写しの添付を受けておりますが、農業の売上高が法人の事業全体の売上高の過半を占めておらず、農地所有適格法人の要件を満たしているとは言えないと考えます。農地法第3条第2項第1号の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合、並びに第2号の農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合に該当すると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-6についてですが、神戸市の57歳の男性から、上高倉の79歳農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-7、1-8についてですが、譲渡人、譲受人が同一のため、一括して説明します。岡山市の67歳の男性から、美咲町の68歳農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-9についてですが、世田谷区の74歳の男性から、池ヶ原の69歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-10についてですが、田熊の81歳の男性から、同じく田熊の46歳会社員の男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-11、1-12については、譲受人が同一のため、一括して説明します。1-11は東田辺の72歳の男性から、1-12は東田辺の77歳の男性から、田町の72歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-13についてですが、大篠の69歳の男性から、勝部の37歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (加 茂)

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番、河面の67歳、無職の男性から、加茂町成安の70歳、農業の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (勝 北)

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、大東市の83歳男性、外2名から、新野東の72歳農業を営む男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

4-2についてですが、西中の71歳男性から西中の36歳農業を営む男性への親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

4-3についてですが、杉宮の66歳男性から杉宮の65歳農業を営む男性への交換による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

4-5についてですが、安井の55歳男性から安井の67歳農業を営む男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (久 米)

はい、ありがとうございました。続いて久米。
続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1は兵庫県三田市の70歳無職の男性から、福田下の67歳主婦の女性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

議案第1号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長
大 山 委 員

はい、ありがとうございました。では地元委員からの説明をお願いします。
1区大山です。1-1から1-4につきまして説明します。

1-1と1-2については、お互いの交換と聞いております。特に問題も無いのかなと感じております。

1-3、1-4に関しても交換という事で、問題ないと思います。よろしく願います。

日 笠 会 長
小 島 委 員

はい、ありがとうございました。次。

8番小島です。1-5なんですけど、先ほどの事務局の説明したとおりで、私も現地を見に行っただんですけども、笹がとても生えており、一部を刈るには刈ってある場所もありましたが、耕すも何もしてありませんので、許可は出せないと思っております。配られているように、主な収入が太陽光で、農業の分は半分もありませんので、農地所有適格法人として認めるわけにはいかないと思います。よろしく願います。

日 笠 会 長
高 山 委 員

はい、ありがとうございました。次。

15番高山です。1-6についてご説明します。先般3日に森本推進委員と申請地を確認しました。また申請者さんの土地も全て確認しましたが、問題ないと思っております。以上です。

日 笠 会 長
井 家 上 委 員

はい、次は4区の方。

4番井家上です。1-7、1-8については受人が同一人物ですので、一括して説明します。先日本山委員さんと見ました。こちらの方が美咲の方なんですけど、農地については問題なく耕作されていまして、問題ないと思います。

それから1-9ですが、これは池ヶ原の[]で、しっかり農業されているので問題ないと思います。

1-10について、田熊の方ですが、実家へ息子さんが帰ってきて、一生懸命手伝ってくれているということで、農地もきちんと管理されておりますし、ありがたいことだなと思っております。問題ないと思います。

日 笠 会 長	森 委 員	<p>ありがとうございました。次、5区をお願いします。</p> <p>14番長森でございます。1-11と1-12でございますが、どちらも同じ受人でございまして、この方は本業は土建屋でございますけれども、かなり前から農業もしっかりされておりますので、特段問題ないと思います。</p> <p>1-13についてですが、大篠ですが、この方もしっかり農業をされておりますので、問題ないと思います。</p> <p>それから1-14でございます。これは2度目の申請になります。先ほど近長で小島さんから説明もありましたが、私は昨年に見に行きまして、今年は直接は見えないんですけれども、写真を見る限り、進歩が無いなと思います。それと4月9日に私と小島委員、福山推進委員で面談をしまして、耕作をしますとは言われておりますけれども、まだまだ信用性がありませんので、今回は見送らざるを得ないと考えております。以上です。</p>
日 笠 会 長	竹 内 委 員	<p>ありがとうございました。次は5区。</p> <p>6番竹内です。2-1でございますが、農業を一生懸命されておりますので、問題ないと思います。</p>
日 笠 会 長	尾 島 委 員	<p>ありがとうございました。次は7区。</p> <p>7番尾島です。4-1についてですが、これはおじさんから甥への売買という事で問題ございません。</p> <p>4-2についても、これは親子間という事で問題ありません。以上です。</p>
日 笠 会 長	松 尾 委 員	<p>ありがとうございました。4-3。</p> <p>10番松尾が説明します。4-3、これは同じ町内会同士の方で、不便だから交換するという事です。</p> <p>4-5、これは身内同士という事で、問題ないと思います。</p>
日 笠 会 長	植 本 委 員	<p>ありがとうございました。次は久米。</p> <p>16番植本です。5-1につきましては、受人の隣の農地という事で、問題ないと思います。</p>
日 笠 会 長		<p>はい、ありがとうございました。今、議案第1号に対して事務局並びに地元委員の説明がありましたが、皆さん何もありませんか。</p>
	*	はい。
日 笠 会 長		はい。では、第1号議案、1-5と1-14を不許可という事でよろしいか。
	*	よろしい。
井 家 上 委 員		すいません。4-4が取り下げで、4-3とセットで交換という事なんですが、4-3は承認してもいいんですか。これは交換になりませんよね。そこを教えてください。
事 務 局		失礼します。4-3と4-4についてですが、当事者同士で農地の交換という事で話がついているんですが、4-4が受人の都合がありまして、今回は取り下げということになりまして、今回議案としましては議案書には交換と記載がありますが、増反になると思われまして。取り下げが直前にありましたので、議案書には交換と記載をさせて頂いております。
日 笠 会 長	井 家 上 委 員	はい、それでよろしいか。
日 笠 会 長		はい、ありがとうございます。
日 笠 会 長		はい、それでは1-5と1-14が不許可、4-4が取り下げ、他は承認ということで賛成の方は挙手でお願いします。
	*	《 多数、挙手 》
日 笠 会 長		はい、賛成多数ということでありがとうございます。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。
事 務 局 (津 山)		それでは、議案第2号の説明をいたします。今回、津山地区から1件、加茂地区から1件、勝北地区から1件の計3件の申請です。議案書のページは、8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
		1-1番・沼の田、477㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内

日 笠 会 長
事務局（加茂）

であり、第3種と判断しています。転用目的は露天駐車場です。転用事業者は、沼にお住まいの95歳農業の女性です。隣接するアパートを経営していますが、部屋数に対して駐車場が不足しているため、申請地を入居者用の露天駐車場として整備するため転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、既存擁壁及び既存水路により対処し、雨水排水については、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ると問題ないものと考えます。

津山分の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

続きまして、加茂地区分を、説明します。

2-1番・加茂町知和の宅地、601㎡の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5m程度の居宅1棟と全高4m程度の倉庫1棟で、建蔽率は29%です。転用事業者は、加茂町知和にお住まいの79歳無職の男性です。父親の代に居宅を建築し、使用していたものです。転用にあたり、隣接地の境界部分については周囲の土地より低く、既存の石積等があり、雨水排水については、既存水路に接続し、生活雑排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。加茂町知和自治団からの差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ると問題ないものと考えます。

加茂地区からの説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番市場の宅地707㎡の追認案件についてです。農地区分は、第1種及び第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、市場にお住まいの58歳会社役員の男性です。農機具や建設機械の置場が必要となったため、自宅に隣接する土地に倉庫を建設していたものです。転用にあたり、境界部分については既存ブロック塀により対処し、雨水排水については勾配をとって既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。川東町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ると問題ないものと考えます。

議案第2号の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。では地元委員の説明をお願いします。

はい、1区の大山です。1-1についてですが、沼の自動車学校の近くで、周囲は自動車学校であったり、住宅地であったりする中で、どうしても駐車場が必要なんですと聞いております。問題ないと思います。

日 笠 会 長
大山 委員

日 笠 会 長
山下 委員

はい、ありがとうございます。次。

11番山下です。2-1ですけど、これは追認案件ということで、事務局の説明のとおりで、問題ないと思います。以上です。

日 笠 会 長
小島 委員

はい、ありがとうございます。次。

7番尾島です。先ほどの事務局の説明のとおりで、周囲の悪影響もありませんので問題ないと思います。以上です。

日 笠 会 長

はい、では議案第2号に対して事務局並びに地元委員の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

*

ありません。

日 笠 会 長

では、許可が適当と思う方は挙手をお願いします。

*

《 多数、挙手 》

日 笠 会 長

はい、賛成多数という事でありありがとうございます。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

それでは、議案第3号の説明をいたします。

今回、津山地区から所有権移転10件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定1件、勝北地区から所有権移転1件、久米地区から賃貸借権設定1件、使用貸借権設定1件の計15件の申請です。議案書のページは、9ページから13ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・野介代の田、1,997㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6m程度の建売住宅8棟で、建蔽率は26%です。転用事業者は二宮に本店を置く資本金の額9,900万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水は、側溝を設けて既存の水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。野介代水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・林田の田、1,941.01㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地7区画及び道路です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は二宮に本店を置く資本金の額9,900万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、側溝を設けて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。林田水利組合から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・林田の田、53㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、隣接地に造成される分譲地の道路の法面です。転用事業者は先ほどの1-2番と同じ株式会社です。隣接する田を耕作できるように農業機械の進入路を確保するため申請地を借り受け、法面として造成するものです。転用にあたり、法面は土固めをし、雨水排水については、農地側に設置される畦によって対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。林田水利組合から、差し支えない旨の承諾書と賃貸借契約書の写しの添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・沼の畑、2,156㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地8区画及び道路です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は吹屋町に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、側溝を設けて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・沼の田、626㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地3区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は二宮に本店を置く資本金の額9,900万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁及び新設する擁壁により対処し、雨水排水については、造成面に勾配をつけて既存

の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっており、昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・神戸の畑、544㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、貸露天資材置場です。転用事業者は鏡野町にお住まいの40歳会社役員の男性です。自身が役員を務める会社の業務拡張に伴って、資材置場が手狭となったため、現在使用している資材置場から近く交通の便も良い申請地を資材置場として造成し、会社に貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については既存の擁壁により対処し、雨水排水については、自然浸透させ、余剰分は既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっており、神戸町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・平福の田、2,099㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高5m程度の建売住宅13棟で、建蔽率は28%です。転用事業者は二宮に本店を置く資本金の額9,900万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水は、側溝を設けて既存の水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっており、さが井堰土地改良区及び中島平福区画整理維持管理組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・河辺の田、2,216.46㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地8区画及び道路です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は二宮に本店を置く資本金の額9,900万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、側溝を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっており、加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-9番・河辺の田、1,003㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地3区画及び道路です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は岡山市に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、側溝及びコンクリートブロック3段を設置し、雨水排水については、新設する側溝から既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっており、加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-10番・東一宮の田、360㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.6m程度の居宅1棟で、建蔽率は25%です。転用事業者は、高野山西にお住まいの32歳会社員の男性です。現在、アパート住まいをしていますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路を設置し、雨水排水については、側溝を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への

悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-11番・東一宮の畑、389㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、併用住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6m程度の居宅兼美容室1棟で、建蔽率は24%です。転用事業者は、一方にお住いの29歳美容師の男性です。現在、アパートに居住しており、賃貸物件で美容室を経営していますが、将来のことを考えて、申請地を父親から借り受け、美容室兼居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック及び既存の擁壁により対処し、雨水排水については、敷地内に排水設備及び沈殿枠を設け、隣接する既存水路に接続し、生活雑排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。東一宮垣（なる）町内会から差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-12番・東一宮の田、2,762㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地11区画及び道路です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は山北に本店を置く資本金の額200万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、新設するブロック積み擁壁等により対処し、雨水排水については、側溝を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 （ 勝 北 ）

はい、ありがとうございました。次は勝北。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番中村の田、499㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しています。転用目的は一般用住宅で、施設の概要は木造2階建て全高6.8m程度の居宅1棟と車庫1棟で、建蔽率は22%です。転用事業者は、安井にお住まいの38歳会社員の男性です。現在、両親と同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、将来のことを考え、父親所有の土地を譲り受けて居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁を設置し、雨水排水については敷地内に排水施設及び沈殿枠を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については合併処理浄化槽に接続して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。勝北町土地改良区から差し支えない旨の意見書を、また、大門水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

勝北地区の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 （ 久 米 ）

はい、ありがとうございました。次は久米。

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1番・桑下の田、428㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業はされておらず、周辺の状況から、第2種と判断しています。転用目的は、敷地の拡張です。転用事業者は、東京都港区に本店を置く、資本金の額約83億円の株式会社で、主な事業は小売業です。隣接する

既存のコンビニエンスストアの増築に伴い、サービス向上のため露天駐車場の敷地拡張を行うため転用するものです。転用に当たり、境界部分には、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、沈殿柵を設け、既存配水管を通じて既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。柄尾谷用水組合から差し支えない旨の意見書の提出と、賃貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、5-2番・油木下の田、221㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業はされておらず、周辺の状況から第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は全高6.4m程度の居宅1棟及びカーポートです。転用事業者は、二宮にお住まいの29歳会社員の女性です。現在、夫の実家に居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭になったため、父親所有の申請地を借受け、居宅を建築するため転用するものです。転用に当たり、境界部分については、擁壁を設置し、雨水排水については、既存排水路から既存水路に流し、生活雑排水は合併浄化槽を設け既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。才の谷池水利組合から差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。集落に接続した位置であり転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第3号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長
大 山 委 員

はい、ありがとうございました。それでは地元の委員から説明をお願いします。

はい、1区大山です。1-1から説明します。場所は野代代で、周囲が住宅地ということで問題ないと思いますが、建売住宅ですので、後々に問題にならないように、よく見ておこうと思います。

1-2であります。これも林田の産業道路の東で、問題ないと思います。

1-3についても同じ場所ということで、問題ないと思います。

1-4、これは沼ですが、周囲はほとんど宅地で、ここが残っているだけです。問題ないと思います。

1-5も同じく、すぐ近くの場所ということで、問題ないと思います。以上です。

日 笠 会 長

はい、3区ですが、これは推進委員の方と見に行きまして、問題ないと判断しております。

1-7、これも昨日秋田推進委員と見に行きましたが、問題ないと思っております。

次は1-8。

井 家 上 委 員

4番井家上です。1-8、1-9、どちらも河辺なんです。ほとんど家が建っているということで、中村委員と見に行きましたが、問題ないとのことでした。

日 笠 会 長
長 森 委 員

はい、ありがとうございました。それでは1-10。

14番長森です。1-10についてご説明いたします。これはいずれも東一宮の区画整理事業の中でありまして、問題ないと思います。

1-11でございますが、これも同じく区画整理事業の中で、周囲に住宅も建っておりますので問題ないと思います。

1-12につきましても同様でございます。問題ないと思います。

日 笠 会 長
松 尾 委 員

はい、次は7区。

10番松尾です。事務局の説明のとおりで、周囲への影響もありませんし、問題ないと思います。

日 笠 会 長
植 本 委 員

はい、次。

15番植本です。5-1につきましては、推進委員さんから問題ないと聞いております。私も問題ないと思います。

日 笠 会 長

はい、議案第3号について、皆さんの説明がありましたが、何かありませんか。

	*	会	長	ありません。
日	笠	会	長	はい、それではと思う方は挙手をお願いします。
	*	会	長	《 多数、挙手 》
日	笠	会	長	はい、賛成多数ということでありがとうございます。
		事	務	それでは議案第4号、農地転用事業計画変更承認について上程します。事務局説明願います。
事	務	局		それでは、議案第4号の説明をいたします。今回、津山地区からの1件のみです。議案書のページで申しますと、14ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
				1-1・東新町の宅地1,544㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用事業者は、山北に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は不動産管理です。平成30年6月18日付けで農地法第5条の規定に基づく転用許可を受け、所有権移転登記を済ませ、現在はアパート3棟が建築されています。先月、法務局から当該地に関して、農地転用許可の有無等についての照会があり、現地を調査したところ、許可条件に反してアパート3棟が建築されていたため、会長名で勧告書を送付したところ、今回の事業計画変更申請が提出されたものです。計画の変更にあたり、境界部分については、外周に擁壁を設け、雨水排水については、溜枿を通じて既存水路に流し、生活雑排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。第3種農地であり、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度であると認められることから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。
				議案第4号の説明は以上です。
日	笠	会	長	はい、それでは地元委員の説明をお願いします。
大	山	委	員	はい、変更は問題ないと思います。
日	笠	会	長	はい、85号について、皆さんの説明がありましたが、何かありませんか。
小	串	委	員	5番小串です。1つ言わせて下さい。今の事務局の説明、これが何で事業計画変更が出てきたかわかりますか。これはそもそも■■■■の関係で不許可にした案件です。それを翌月に■■■■の名前で申請してきて、その■■■■の中に■■■■が役員として居ました。私は今から思うと、つくづくこの案件は不許可にするべきだったなと思います。■■■■には信用が無いと不許可にした翌月に、■■■■が関係する会社から申請してくるという流れ。不動産管理業ということなんで、2月に宅建業法に基づいて通知等をしたんですけども、今回はそれも出来ない。何が言いたいかというと、皆さん考えて下さい。2棟建てるという計画を、そんなにすぐ3棟に変更できますか。それから2棟計画して、3棟建てるとした場合に、資金繰りはどうなりますか。これは非常に怪しい。最初からだったんじゃないかと勘ぐってしまいます。県知事からの要請が宅建業者だから出来ないというのであれば、皆さん頭に残しておいて下さい。許可しても、これ最初から3棟で申請していれば許可が出ていたとか、そういう問題ではないんです。もっと根深い問題です。それを踏まえて、許可なら許可。以上です。
日	笠	会	長	■■■■で入居者を募集しておったり、調べたらきりがありません。■■■■については、以前県にも、宅建業界にも注意しろと、出しております。
仁	木	委	員	これは既に許可が出ている案件で、変更にも問題は無いということですよ。ただ今後同じような案件が出てくる場合にはよく注意して下さいと、いうことをご提案頂いたということよろしいですか。
日	笠	会	長	今後よく見て、進捗もよく確認してということですよ。
大	山	委	員	もう建っているものですので、不許可には出来ないと思います。
植	本	委	員	もう出来ているんでしょう。出来ているものを不許可にしたらどうなるんですか。取り壊せとなるんですか。
小	串	委	員	不許可にしろというわけではありません。私が言うのもあれですが、もう建って

しまっているんで、仕方ない。ただ、たまたま今回は法務局からの問い合わせがあってわかったんですけども、わからなかった可能性がある。だからこういうことを、勝手にされる可能性があるということを前提に考えて欲しいと思います。不許可になって、翌月別の業者から出てきたらやむを得ず許可する。その流れは駄目です。毎回ちゃんと、こういうことがあったという前提を元に、よく審議して下さいというお願いです。その後[]については、別の業者で申請をしてくても、不許可にしています。その後審査請求やらがあったみたいですけども、それくらい強気で判断しないといけない場合があるということをお覚えておいて下さい。以上です。

大 塚 委 員 員 よろしいか。これは変更承認ですよ。当初は2棟建てる予定で申請が出て、計画が進んでいたわけでしょう。それが今現在3棟建っているんですよ。それは事後でよかったんですか。違いますよね、農業委員会で3棟にしてもいいよと、この変更承認が通ってからの建築ですよ。それが普通の形でしょう。2棟で許可を貰って、3棟建てたいと思った時点で変更をしないといけないのは、当たり前でしょう。これは法務局から何もなかった場合はわからなかった事でしょう。それに対して、何か農業委員会として歯止めをかけるようなことは出来ないんですか。一般的に考えて変な感じがするんですけども。

大 山 委 員 員 建築確認申請と言うのがありますでしょう。そちらで判断は出来ませんか。
大 事 務 局 工事の進捗報告であったり完了報告を提出するようになっていきますので、そのタイミングで計画と違うようであれば、事務局から随時指摘をさせて頂いております。今回については完了報告が出る前に法務局からの照会がありましたので、こういった形になっておりますが、完了報告で判明した際でも、同じような流れになると思います。

大 塚 委 員 員 こういう違法なことをされた場合に、会長名であったり農業委員会として措置はするけれども、法的な罰則はないんですか。

小 串 委 員 員 農地の違反転用、この場合には罰則があります。それから偽り、その他不正な手段によって許可を得た場合、つまり最初から騙してやろうと考えていた場合、これも罰則です。ただ、以前、覚えていらっしゃいますかね、許可をした後、すぐに売り払っていた案件があったでしょう。あれは許可が出たらすぐ売るという目的を元に手続きをした、つまり最初から農業委員会を騙していたんじゃないかという疑いがありました。わかりやすく言えば詐欺です。

大 塚 委 員 員 今回の、2棟で申請していたものを3棟建てた。これは嘘を言っていたわけではないんでしょうけれども、許可条件に違反しているという事は違法にならないんですか。罰則はないんですか。そうせんと農業委員会の意味が全く無い。黙ってなんでもしていいということになりませんか。こっそり3棟建てて、建て終わった後に、もう建っているから仕方ないんで追認して下さいというのは、これは明白な詐欺じゃないんですか。

小 串 委 員 員 一般的に言えばそうかもしれません。ですがこれを起訴できるかと考えた時に、何をもって証拠とするかということです。知りませんでしたと言われた場合に、勝てるかということです。客観的な状況から見ると、3棟に計画変更したのはかなり早い段階だと思うんですよ。全ての資金、位置も考えないといけませんから。2棟から3棟にする際に、じゃあ資金がもっと必要ですとなった場合にそんなにすぐ用意できるか。つまり前々から用意してたんじゃないかと、疑わざるを得ません。でもそれを立証できるかと言われたら、それも難しい。

大 塚 委 員 員 []からしたら、同じ敷地でも2棟よりは3棟のほうが収入が多いはずですからね。有効利用で3棟建てれるならばしたいというのはわかります。それが、どうも農業委員会が軽視されているように思いますけれども。

小 串 委 員 員 []は何も考えていないと思います。自分で考えてない。言いたくはないですけど。資金繰りから建築まで、すべて[]が管理していると思います。[]が申請してきて不許可になって、その後[]が申請してきた時点で書類が全く一緒

太田会長代理 だったんですから。資金の出所も[]です。それで[]が管理しているとは思
 えません。実態は[]だったんだろうなど。
 大 塚 委 員 どうしようもないんですか。どうもすっきりしないんですけども。
 太田会長代理 あの時もそうだったんですけど、不許可にできる要件がありませんから。積然と
 しませんけど。
 日 笠 会 長 あの時も全く同じ書類を出されて悩んだんですが。
 太田会長代理 今回もそうですけど、内容自体は通らない案件ではないんで、疑わしいのは状況
 証拠だけなんで、不許可まで出来ないと思います。
 日 笠 会 長 どうしたものでしょうか。
 大 塚 委 員 不許可にしたらどうするんですか。今決まっている入居者に影響があるんです
 か。業者さんが問題があるというだけで、居住者に問題が出ないようでしたら、不
 許可でもええかなと思うんですが。
 事 務 局 土地所有者から[]への所有権移転は済んでいます。居住者がどうというの
 は、アパートですので、把握出来ていません。
 小 串 委 員 保存登記の名義は誰なんですか。
 事 務 局 建物の登記までは確認が取れていません。今回は地目変更登記の照会だったの
 で、そこまではわかりませんでした。
 太田会長代理 地目変更は、建ってしまっているのだから出来んことはないですね。不許可にした場
 合、原状回復命令を出さないといけなくなる。そうすると必然的に裁判だとか、そ
 ういう流れになってくると思うんですが、そこまでの理由が無いと思います。
 大 塚 委 員 違法行為を繰り返した方が得策になるんですか。善良な市民が自分の少ない土地
 をやりくりして家を建てたり物を建てたりするのと、こういう違法行為で上がって
 くるのが一緒なのはだめだと思います。一般の善良な市民に、何であれが許可が出
 るんならと言われた時にどうするんですか。同じ法律で同じ基準で平等に、許可不
 許可を決めないといけ無いと思います。今もう人が入ってしまっているんで仕方な
 いでしょう許可にして下さいと言われても、じゃあそれを盾にとって全部許可にす
 るんですかということになるんで。農業委員会は不許可はよう出さんから何でもし
 てしまえという流れになってますよ。1人は不許可として承認せなんだというの
 を、必ず議事録に残して下さい。許可になるなら許可になるで仕方ないと思いま
 すけれども、私は許せないと思います。
 小 串 委 員 私は棄権します。賛成も反対もしません。
 大 塚 委 員 棄権というのがあるんでしたら、私もそうします。
 太田会長代理 それで皆さんに棄権されたら審議が出来ませんから。もう一度、勧告書のような、
 しっかりしなさいよというのを送れませんか。
 事 務 局 前回の案件でもありましたように、市長への進達書に、こういった委員会の意見
 を業者へ通達して下さいということを書き添えて出すということなら可能です。あ
 とは、今後この業者は信用性がありませんという事で、期間を決めて取扱いについ
 て決めるという事も考えられると思います。
 大 塚 委 員 そういうことしか出来ないならそれでもして、落とすところとしてな。
 太田会長代理 一応事業変更届は出して来られているので。
 植 本 委 員 前回はだいたいあでもないこうでもないで審議したと思うんですが、こういうこ
 とが再三続いているので、何年間かは、もう出されても何も通りませんよと、い
 うようなことをしないとイケないと思います。そういうのを付けて。こういうこと
 を実際にされているわけですから。何の罪もない市民に迷惑がかからないようにと、
 仕方なく許可にしているだけで、業者に対しては何らかの処置が必要だと思いま
 す。何か厳しい文書を考えて頂いて。さっき言われたように皆さんが棄権されてこ
 の案件がそれで済むんならいいんですけど、そういうわけでもないんで、ずっとこ
 の先残っていつてしまうんで。何年になるんかというのも考えて、前回からの問題

事務局 もあるんで、しばらくは拒否しますよというようなことを。

事務局 書類が揃っていれば事務局として受理はしないといけないので、議案に上がってきて、実際の審議の場で、じゃあこういう取り決めをしているんで、不許可にしますというような流れになると思います。

大 堀 委 員 今植本委員が言われたように、なんぼ書類が整っていても3年か5年は農業委員会として受け付けませんというのは出来ないんですか。

事務局 出されてきた時には、伝えることは出来ますけれども、それでも出すと言われた場合には受け取らないといけないです。

大 堀 委 員 じゃあ何のための農業委員会なんですか。いくら審議して判断を出しても、それでも業者が出しますと言われたら拒めないんだったら、農業委員会が審議した意味が無いじゃないですか。

小 串 委 員 書類が揃っていれば受理はしないといけないんです。それは事務処理ですから。あなたは、仮に5年間は、前の事があるんで駄目ですよと言っても、いやそれでも私は出すんだと言われて書類を出されたら、受理はしないといけない。それはここで不許可にしたらいいいですよ。

大 堀 委 員 それは、一番最初ならそれでいいですけど、今回みたいな場合はどうやって止めるんですか。途中経過を会長でも誰でもいいんで、月に1回でも見に行ったりは出来ませんか。進捗状況を見て、おかしかったら止めるというのは。

事務局 現地を見に行くことは出来ますし、委員さんにも先月許可になった案件の一覧と、次に出てくる案件の図面を議案と一緒に送っているんで、それで許可後の状況は見守って頂くようにはしております。

大 堀 委 員 こういう要注意の業者については、特別見に行くようにしてくれませんか。農業委員会で共通認識として、こういうちょっと問題のある業者についてはもうちょっと集中的に、途中で止められるように。出来ることはしてくれませんか。何回でもしてきますんで。

小 串 委 員 仰る通り、基礎の段階で3棟かどうかはわかるわけですから、その段階で止めればいいんです。入居者がどうこうという問題は出てきませんから。これは怪しいというのはわかると思うんです。そういう案件には、ちょっと要注意で見て頂ければと思います。

大 山 委 員 農転して、建築許可を取りに行くでしょう。そうしたら、そこで建築許可が出る段階で農業委員会と連携は出来ませんか。

大 堀 委 員 都市計画との連携は出来ないんでしょう。農業委員会がどういう条件で許可にしたかも都市計画はわかってないし、都市計画も建築確認が出てきてもそれを農業委員会におろしてこない。それも問題だと思います。よく連携を取って下さい。同じ市役所の中でそんな馬鹿な話はない。

事務局 建築確認は関係法令ではあるんですが、例えば農業委員会と条件が違うからといって不許可にはならないんです。農地に建築確認が出た場合には、無断転用でないかどうかの照会が来るようにはなっているんですけども、例えば2棟建てると農業委員会に言っている件を3棟で建築確認を出したとしても、それは法的に許可ができる内容であれば建築確認は許可が出ますので、そこで止めるというのは法的に難しいです。

大 堀 委 員 なんで難しいんですか。お互いに確認するだけじゃないんですか。全部しなくていいんです。それは大変なんですけれども、あやしい案件だけでもしてくれたら。

事務局 先ほどから話になっている建築確認申請の審査なんですけれども、津山市は建築主事がいるという自治体ですので、津山市に建築確認申請を出すことが出来ますが、現在は民間の業者でも建築確認申請が出来る法律でなっております。津山市に全ての情報が集まっているか事務局として把握出来ておりません。聞いたところによりますと、民間の方が審査が早いというのもありまして、最近はそのちらに流れている方が多いとも聞いたことがあります。なので、そこも含めて、何がどこまで出来るかというのは課題が多いと思います。

太田会長代理	民間に出されたらわからないかもしれないということです。保留は出来ません。今日決めないといけませんから。
小串委員	計画が変更になったら、すぐに変更申請を出すようにと、きつく書いて下さい。それが農業委員会で大いに審議されたと。もう少しで不許可になる所でしたと。あるいは市長にそのことが伝わるように書いて下さい。
事務局	では、市長への進達書と、本人への承諾書にその事を記載するようにさせていただきます。
岡田委員	こういう人はそんな勧告を受けても何も思わないんじゃないんですか。
* 長森委員	《 口々に発言 》 今言われたように、その内容で厳しく書いて頂いて、許可にするしかないんじゃないですか。そうするしかないんでしょう。
日笠会長	では採決を取ります。進達する時に、十分よく書いて、承認書にも書いて出すということで、よろしいか。よろしいと思う方は挙手をお願いします。
* 日笠会長	《 17名、挙手 》 はい、賛成多数ということで、文書は事務局によく考えてもらいます。もう農業委員会で提示まではしません。 それでは議案第5号、非農地証明願承認について上程します。地元委員からお願いします。
大山委員	1区大山です。1-1について説明します。小原の土地ですが、昭和25年頃に家を新築した際に、届をしてなかったということです。 1-2なんですけれども、造成工事をした際に、道路であったり駐車場として取り込んでしまっていたということで、致し方ないと思っております。
日笠会長	はい、1-3。
高山委員	15番高山です。これは以前から違反転用の状態で農地のままだったんですが、今回息子さんが新たに新築をするということで、現状に合うように分筆もされて、今回の機会にきれいにされるということです。 1-4、堀坂の件ですが、これはこの地区全体の持ち物で、倉庫で使われているようです。やむを得ないということで、非農地にしております。
日笠会長	はい、次、1-5ですが、牛の運動場であったりだったんですが、牛をやめて、今は農機具を入れているという事で、非農地にしております。 次、1-6。
井家上委員	4番井家上です。1-6、河辺ですけれども、2月27日に中村推進委員と現地を確認に行きまして、平成2年ごろに家を建てられた際に、畑を一部進入路として使われていたという事です。よろしくをお願いします。
日笠会長	はい、次。
長森委員	14番長森です。1-7でございますけれども、下横野の田んぼですが、無断で墓地等をされておりまして、色々と指導をして、やっと分筆が整いましたので、墓地と進入路として非農地をするという事です。 その下、1-8ですけれども、持ち主は近くの住宅地に住まれておりまして、町内持ちの土地になっておりまして、以前から農地だったんですが、庭になったりといった現状なので、非農地という事です。
日笠会長	はい、次は2-1。
竹内委員	6番竹内です。2-1でございますが平成5年頃から耕作をしておらず、原野、あるいは雑種地としてどうしようもないということです。
日笠会長	はい、次は7区。
尾島委員	7番尾島です。4-1について説明します。新野山形ですが、申請者のお父さんが昭和38年頃に家を建てられたということで、仕方ないと思います。 4-2についてですけれども、農地法を知らずに貸駐車場として舗装をしてしまっていたということです。以上です。
日笠会長	はい、次は久米。

植 本 委 員	16番植本です。5-1、これは当時集落営農の共同の倉庫だったんですが、ここで改めて手続きをしておこうということです。よろしくお願ひします。
日 笠 会 長	はい、87号について筆頭者の方から説明がありましたが、皆さん何かありますか。
* 日 笠 会 長	ありません。
* 日 笠 会 長	では、よろしいと思う方は挙手をお願いします。
* 日 笠 会 長	《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事でありがとうございます。 議案第6号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。筆頭者の説明をお願いします。
大 山 委 員	1区大山です。1-1、これは総社の山間の水田ですが、イノシシが出て、作付けが全く出来ないというのが現状です。 1-2は勝部ですが、この方はもう家族で東京に出られて、山の中に点々とある農地で作り手もないということで、荒れてしまったということです。 1-3、靱保の件についても、背丈もあるような笹がおごってしまって、どうしようもないということです。
日 笠 会 長	はい、それでは1-4は私から説明します。これは県道を拡幅する時に残地として残った場所で、子もないし親族もないという事で、片付けておきたいという事でした。 今議案第6号に対して筆頭者の方から説明がありましたが、皆さん何かありますか。
* 日 笠 会 長	ありません。
* 日 笠 会 長	では、よろしいと思う方は挙手をお願いします。
* 日 笠 会 長	《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事でありがとうございます。 議案第7号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明して下さい。
事 務 局	議案第7号 農用地利用集積計画の承認についての説明いたします。議案書のページは、22ページから46ページです。22ページに集計表を載せております。 今回の利用権設定は、貸借権設定によるものが津山地区74件、加茂地区4件、阿波地区10件、勝北地区23件、久米地区29件の計140件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 議案第7号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。利用集積計画ということで、皆さん承認いただけますか。
* 日 笠 会 長	はい。
* 日 笠 会 長	では、賛成の方は挙手をお願いします。
* 日 笠 会 長	《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事でありがとうございます。 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局説明願ひします。
事 務 局	報告第1号について説明します。議案書のページは47ページから55ページです。今回は、相続によるものが18件77筆となっております。また、届け出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。 報告第1号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございます。 報告第2号農地転用届出書の受理について、事務局説明願ひします。

事 務 局	報告第2号の説明をいたします。議案書のページで申しますと、56ページです。今回は、2件です。 1-1につきましては、皿の田596㎡のうち140㎡に農業用倉庫をつくるというものです。 続きまして、5-1につきましては、桑下の田414㎡のうち7.52㎡に田への進入路とするためのスロープをつくるというものです。 報告第2号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。 議案はこれを以て終了しました。委員の皆さんから何か他にありますか。
* 日 笠 会 長	ありません。
日 事 務 局	それでは事務局からお願いします。 失礼します。それでは、私より、推進委員の委嘱についてご相談をさせていただきたいと思います。 欠員となっていた2区と3区の推進委員さんの募集を3月1日から3月29日までの期間で行っていましたが、2区では1名が推薦され、また、3区では1名が推薦されるとともに自らも応募されています。お手元にホームページでも公表した資料をお配りしておりますので御覧ください。関係機関に照会したところ、2名とも欠格事項には該当しておりませんでした。推進委員の選考は農業委員会で行い、農業委員会会長が委嘱することとなります。募集人数と候補者の人数が同数でありますので、この2名を委嘱してよいかどうか、ご審議をお願いいたします。
日 笠 会 長	はい、今事務局の説明がありました、どうでしょうか。承認してよろしいか。
* 日 笠 会 長	よろしい。
* 日 笠 会 長	では賛成の方は挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》
日 事 務 局	はい、そういうことです。他にはありませんか。では連絡事項をお願いします。 事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。 次回、5月の定例委員会ですが、5月10日金曜日午後2時より、市役所2階202会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、5月の定例委員会ですが、5月10日金曜日午後2時より、市役所2階202会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。 事務局からの連絡は、以上でございます。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。それでは定例会の議事を終了させていただきます。
太 田 会 長 代 理	失礼します。本日は午後からずっと総会に引き続いてお疲れさまでした。これをもちまして定例会を終了します。お疲れさまでした。
*	お疲れ様でした。

(17:00終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
